

前期基本計画

2019~2023

基本目標①

人口減少にまけない 小さくても輝き続けるまち

1-1 住み続けたいまちづくり

現況と課題

【住環境】

- 就職や結婚・子育てを機に住まいを変える際、魅力的な住環境の不足から町外へ転出することが多くなっています。
- 本町の民間賃貸住宅は築年数の古いものが多く、新婚世帯など若い世代のニーズに合った住宅が少ない状況です。
- 町内での居住を促すため、平成28年度から子育て世代に対する住宅取得の補助、新婚世帯・転入世帯に対する家賃助成を行っています。
- 分譲地が少なく、住宅建設時の土地取得が難しいなどの現状があるため、本町での住宅建設を選択しやすい環境の整備が必要です。
- 本町の町営住宅に住んでいる世帯の割合は、県の平均を大きく上回り、人口の定着に大きく貢献していますが、町営住宅の約半数は耐用年数を経過し老朽化が進んでいるため、順次住宅の取り壊しや長寿命化の改善を進めています。また、若い世代を中心とした入居の促進を図るため、春日団地及び笠原団地の合計39戸の整備を行ってきましたが、今後も町民の多様なニーズに対応した、町営住宅の計画的な整備を推進していくことが重要です。

【就労支援】

- 町民の雇用の場及び所得の確保は、町内への定住を促進する上で最も重要な施策の一つです。
- 地域内の高校生や在住者の地元企業での就業の場の確保が求められます。
- ライフスタイルの変化などにより、女性の就労者は増加傾向にあり、共働き家庭が増加しています。女性の就労しやすい環境づくりにも取り組む必要があります。

【交通手段の確保・充実】

- 子どもから高齢者まであらゆる世代の移動手段を確保するために、バス・乗合タクシーなどの交通手段に加え、福祉有償運送やスクールバスなどを含めた効率的な運用が必要です。

○通学等による金銭的負担の軽減も引き続き必要です。

【地域コミュニティの継承・発展】

- 急激な人口減少と高齢化に伴う、地域コミュニティの担い手不足により、地域の互助・共助の仕組みが脆弱になり、これまで集落単位で行われてきた葬儀や環境整備などの活動に対する負担が増すなど、自治機能の維持が難しくなってきています。
- 地域の環境が大きく変化している中、交通、福祉、防災、伝統文化の継承など地域が抱える問題も多様化しています。
- 今まで地域運営の核であった集落機能の補完や担い手の役割を確保する新たな仕組みが必要とされています。
- 地域の力を合わせて課題解決に取り組む必要があるほか、地域の自立・町民による自治づくりをめざして、コミュニティ活動の拠点となる施設の充実や活動の活性化を図るために支援をしていくことが重要です。

■世帯の状況（平成27年10月1日現在）

区分	世帯数	1世帯当たり人員(人)
一般世帯	4,345	2.70
うち住宅に住む世帯	4,323	2.71
持ち家世帯	3,697	2.77
公営住宅世帯	352	2.68
民間貸家等世帯	274	1.95
うち住宅以外に住む世帯	22	2.22

(資料：平成27年国勢調査)

施策の体系

1-1 住み続けたいまちづくり

- (1) 住環境の整備
- (2) 住まいに関する支援
- (3) 就労支援
- (4) 交通手段の確保・充実
- (5) 地域コミュニティの継承・発展

施策の内容

(1) 住環境の整備

- 関係機関と連携し安全性や利便性等に配慮した道路や各施設のインフラの整備を図り、町民が安心して子育てできる住環境の整備を推進します。
- 子どもからお年寄りまでだれもが安心して暮らすことができるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備を推進します。
- 町営住宅については、安心して快適に暮らすことができる住宅の整備を図るため、町営住宅ストックの計画的な長寿命化改善を推進するとともに、少子高齢化や町民の多様なニーズに対応した、住宅の計画的な整備を推進します。
- 過疎化や高齢化が著しい地区においても、住み慣れた地域で、コミュニティ機能を維持しながら末永く暮らすことができるよう環境の整備を行うと同時に、コンパクトシティ^{*}化についても検討します。

(2) 住まいに関する支援

- 住宅取得や民間賃貸住宅の家賃負担に関する補助を引き続き実施します。
- 既存住宅の改善のための住宅リフォーム工事に関する経費の一部について助成する制度も引き続き実施します。
- 地震に強い住宅を整備し、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震化に要する経費の一部について助成する制度も引き続き実施します。
- 新築住宅のみでなく、空き家など中古住宅の積極的な活用を促進するため、中古住宅の取得に対して新たな助成策を検討します。
- 公有地の分譲も視野に入れ、住宅建設時の土地の取得に対する支援策を検討します。

(3) 就労支援

- 秩父地域雇用対策協議会やハローワーク秩父、圏域内の高校など様々な団体と連携・協力し、ちちぶ定住自立圏での就労支援の取組と一体となった支援を実施します。

* コンパクトシティ

住宅、職場、店舗、病院など、生活に必要な機能を中心部に集めることで、マイカーに頼らず、公共交通機関や徒歩で暮らせるまちのこと

- 大学や専門学校、地域内の高校等への求人活動を強化し、求職者と求人者をマッチングする機会を設けます。

(4) 交通手段の確保・充実

- 生活交通の確保については、民間の運行する幹線交通バス、町が運行する町営バス、スクールバス、乗合タクシー、公共交通空白地有償運送^{*}の効果的な体系化を再検討し、民間事業者と連携した、効率的な運行と利便性に配慮した持続可能な生活交通システムの構築を目指します。
- 生活交通の具体的な施策については、地域公共交通会議と協議しながら進めます。
- 交通空白・不便地域については、地域運営組織等が行う輸送活動への積極的な支援を実施します。

(5) 地域コミュニティの継承・発展

- 地域コミュニティの自主的な活動を活性化するため、町民が利用しやすいコミュニティ施設の整備を図ります。
- 生涯学習活動による地域づくりのリーダーの育成や地域文化活動の推進によって町民が自らまちづくりに関わり、地域課題を解決する意識の醸成を行います。
- 地域の中の福祉・交通など諸課題に自ら取り組む組織に対して、行政が権限の付与や財源措置、情報の提供を行います。
- 地域力の維持・強化を図るため、地域運営に関わる民間事業者の誘致や新たな担い手として、都市住民など地域外の人材の招へいを積極的に行います。
- 地域おこしに主体的に取り組むことで町への誇りや郷土愛の醸成につなげ、定住を促進します。

指 標

■人口目標の指標

区分	基準年度 (2019年度)	⇒	目標年度 (2023年度)
人口	11,782人		10,392人
出生数	35人		40人

(資料：住民課調)

* 公共交通空白地有償運送

バスやタクシーなどの公共交通が十分にない地域で、NPO法人や社会福祉協議会が地域住民に提供する運送サービス。

1-2 地元出身者受け入れ環境の整備

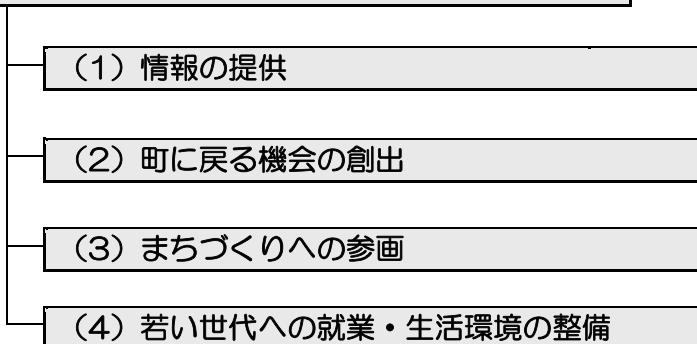
現況と課題

【U ターンの促進】

- 若者が見聞を広め、町の良さを認識する上で、人生の一時期を町外で過ごすことは非常に有意義なことです。
- しかし、大学などへの進学や就職で町外に転出した若い世代の約三分の二が小鹿野町に戻らない状況です。
- 住民アンケートでは、「町への愛着心がとてもある」と回答した 18 歳～39 歳の割合は 11.9%、40 歳以上の割合は 23.8% と若い世代の愛着心が約半分程度の状態です。
- 人口減少により、スーパーマーケットやドラッグストア、コンビニなど生活に必要な店舗が減少した場合、若者の流出がさらに加速することが予想されます。
- 転出後に戻ってきたいと思える町とするため、幼少期から町への郷土愛を醸成するとともに、一度町外に出た若者が就職や転職、結婚等を機会に町に戻ることを考えるきっかけを提供していくことが求められています。
- また、若い世代が安定した生活を営めるよう、多様な働き方を実現する仕組みづくりが必要です。

施策の体系

1-2 地元出身者受け入れ環境の整備



施策の内容

(1) 情報の提供

- 成人式などで帰省する機会に、小鹿野町の就業情報や魅力的なイベントの情報を提供します。
- 転出した若者が町外で小鹿野町を目に見る機会を作り、町を思い出すきっかけを創出するため、メディアを戦略的に活用して小鹿野町の情報を積極的に発信します。

(2) 町に戻る機会の創出

- 町外転出者が参加できるイベントの開催などにより、町に戻る機会を創出します。
- 2世帯居住の促進など、地元に戻りやすい環境を整備します。

(3) まちづくりへの参画

- 次代を担う子どもたちが町の魅力や課題を認識し町への愛着を醸成するため、小学生・中学生・高校生がまちづくりに参画できる機会を創出します。
- 小鹿野町に戻った若者がまちづくりに参画できる機会を創出します。



(4) 若い世代への就業・生活環境整備

- 若い世代の就業ニーズに合った就職や起業支援、町内事業所の経営改善・業態改革の促進を図ります。
- 地域商業・工業の活性化や就労支援の取組により、若者が就職しやすい環境を整備します。
- 近隣自治体へ短時間・快適に移動できるように道路交通網の整備を促進します。

1-3 移住したくなるまちづくり

現況と課題

【移住の支援】

- 町が合併して以降、平成18年から依然として年間100人程度の転出超過の状況が続いています。特に、10代後半～20代の転出超過が顕著です。
- 住みやすい町を作ることが基本であることは変わりませんが、今後は若い世代を中心に、積極的な転入・移住促進に取り組み、転出超過の改善を図る必要があります。
- 本町への移住を積極的にサポートするため、平成30年9月に移住相談窓口を立ち上げ、総合的な移住支援を開始しました。
- 本町では、転入者の積極的な意思による転入を移住と位置付けています。転入者が本町での生活を楽しみ、活力・自治力の担い手となるには、本町を理解し、暮らすことを積極的に選択した移住であることが重要です。
- 相談窓口での支援体制として、窓口での情報集約や庁内各課所及び町内外との連携・協力体制の構築が課題です。

【住宅の確保】

- 移住者・転入者の受入に当たっての大きな課題が住まいの確保です。
- 民間賃貸住宅の戸数及びインターネット上の情報がほとんどなく、町内の不動産情報を町外から得ることは非常に困難な状況です。
- 町で管理している町営住宅の約半数が昭和30年代から40年代に建設され、老朽化の著しいものが多く存在しています。
- ちちぶ定住自立圏事業として平成22年から空き家と定住希望者をマッチングする「ちちぶ空き家バンク事業」を実施しています。平成29年度までで15件が成約、うち13件が町外からの転入者です。転入促進に一定の成果を上げている一方、登録件数の伸び悩みが課題です。
- 移住者も利用しやすい町営住宅の整備も考慮していく必要があります。

【移住者の仕事の確保】

- 都市部からの移住を想定した場合、土地柄都市部への通勤は困難です。
- 若い世代の移住に仕事は大きな課題です。本町では、製造業への就業、就農、自らによる起業などが考えられます。
- 「明日の農業担い手育成塾」では、平成25年度から平成29年度までで5名の移住者が就農し、成果を上げています。

○職種のバリエーションが少ない本町では、起業など仕事を伴った移住も新たな形として積極的に促進する必要があります。

施策の体系

1-3 移住したくなるまちづくり

- (1) 移住の支援
- (2) 移住者向け住宅の確保
- (3) 移住者の仕事の確保

施策の内容

(1) 移住の支援

- 移住相談窓口の情報充実や移住相談員によるきめ細かな相談体制による移住促進を図ります。
- 本町の暮らしを体験できるような仕組みを構築します。
- 様々な媒体や機会を活用し、観光振興による関係人口の創出や産業振興による仕事の創出の取り組みと連携して効果的な情報発信を行います。
- 町民による移住支援の実施など町全体で移住を支援する体制づくりを促進します。



(2) 移住者向け住宅の確保

- 空き家調査による現状把握と利活用可能な空き家物件の空き家バンク登録に積極的な働きかけを行います。
- 地域おこし協力隊をはじめとした外部人材や、民間活力を活用して、町内の不動産情報の集約及び提供を促進します。
- 移住者のニーズに合った町営住宅の建設と移住者が入居しやすい制度に見直しを検討します。
- 町営住宅長寿命化計画に基づく住宅は、住宅の計画的な修繕及び耐久性向上等の改修を実施し、町営住宅の長寿命化を図ります。



(3) 移住者の仕事の確保

- 都内での就職相談会の開催など移住希望者に就労情報を提供できる仕組みづくりを行います。
- 農業移住者受け入れの基盤強化などにより、農業を始めやすい町のイメージを持たれるよう努めます。
- 新規起業に対する補助など町内で新たな仕事を創出しやすい環境を整えます。



指標

■移住に関する指標

区分	基準値 (2018年9月～ 2019年2月)	目標年度 (2023年度)
移住者数	9人	30人
移住相談件数	62件	150件

(資料：総合政策課調)

1-4 交流活動の推進

現況と課題

【他地域との交流】

- 都市部の地域や先進的または独自の取組を行う地域との交流は、町民にとって刺激となり、町に人的資源や知的資源を運ぶ重要なきっかけとなります。
- 平成30年度から、従来から交流関係のあった東京都港区との連携・協力を更に進めるため、新たな相互の交流を開始しました。
- 他地域との交流活動は、越谷市をはじめとし、各地との交流事業を行つてきましたが、交流の継続性が薄れています。
- 相互の交流が図られていない、単独の事業のみの交流で人的な交流の広がりが少ない等の課題があります。

【国際交流の推進】

- 本町の国際交流事業は、国際交流協会を主体として、町内企業の外国人就労者対象の日本語教室や、小鹿野高校ボランティア部との協働など積極的に活動していますが、会員の高齢化や会員数の減少を解消することが課題です。
- 町の魅力を海外に発信し、将来を担う子どもたちが幅広い知識や経験を養うために、今後更に交流を推進していく必要があります。

【関係人口（おがのファン）の創出】

- 「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。「その地域のファン」とも言えます。
- 観光で訪れた場所のファンとなるためには、町を深く知ることや、町と関わること、まちづくりに主体的に関わることが必要です。
- 平成29年度から、都市部の若い世代を対象とした町を深く知り、体感する体験ツアーを実施しています。
- 一度町を訪れた方が、その後継続的に町に関わるきっかけを創出するこれが課題です。

【ちちぶ定住自立圏の推進】

- 小鹿野町を含む秩父郡市1市4町では、人口減少・少子化に対応し、近隣自治体同士が連携・協力して行政サービスを行うため、平成21年9月に「ちちぶ定住自立圏形成協定」を結びました。

○今後も、事業の効率性や効果的な実施を考え、町の施策を広域的にとらえる目線を持ち、広域的な施策の展開も検討する必要があります。

施策の体系

1-4 交流活動の推進

- (1) 他地域との交流
- (2) 国際交流の推進
- (3) 関係人口（おがのファン）の創出
- (4) ちちぶ定住自立圏の推進

施策の内容

(1) 他地域との交流

- 東京都港区との交流を継続的に実施できる体制を整備します。
- 他地域との交流を、人的資源（人と人との関わり）・知的資源（人と知識や技術との関わり）の交流に発展させるため、教育やまちづくりをとおして相互に高めあえる交流事業を展開します。

(2) 国際交流の推進

- 国際交流協会の更なる活性化を図るため、新規会員の加入を促進します。

(3) 関係人口（おがのファン）の創出

- 今後も若い世代が小鹿野町を訪れるきっかけを創出する事業を継続的に実施します。
- 本町を訪れたことのある方を対象にしたイベント等を継続的に開催し、本町のファンが主体的・継続的に町に関わることのできる仕組みを作ります。

(4) ちちぶ定住自立圏の推進

- 今後も、ちちぶ定住自立圏の事業計画である共生ビジョンを推進しています。
- 小鹿野町が広域的な目線でどのように秩父地域の一員として貢献できるか役割を明確化します。

1-5 外部人材などの活用

現況と課題

【外部人材との協働】

- 平成 29 年度から地域おこし協力隊の任用を開始し、新たな特産品の開発や観光地への誘客促進など成果をあげています。
- 平成 30 年度からは民間企業のノウハウを行政施策に生かすため、地域おこし企業人（民間企業からの出向職員）を迎える、協働した取組を開始しています。
- これからのまちづくりには、町民のみの努力や思いだけでなく、外部人材による外部の視点や柔軟な発想、幅広い知識が必要です。
- 柔軟な意見や取り組みを受け止め、施策に反映する体制作りが課題です。

【官民連携の推進】

- 行政の効率化と経費削減の取り組みとして、指定管理者制度の活用など民間活力の導入に取り組んできました。
- 行政改革の観点から、今後も継続して民営化などによる事務の効率化・経費削減の方向性を探ります。
- 一方、行政課題の複雑化が進み、行政だけでの解決が困難な課題も増加しています。官と民それぞれの強みを活かして協働で町の課題解決に取り組む、新しい形の官民連携の取り組みも必要とされています。
- 本町では、平成30年度にモンベル株式会社、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉信用組合及び第一勧業信用組合と包括連携協定を結び、官民協働による事業に取り組み始めました。
- 官と民の役割分担や協働の要となる人材の不足が課題です。

施策の体系

1-5 外部人材などの活用

(1) 外部人材との協働

(2) 官民連携の推進

施策の内容

(1) 外部人材との協働

- 地域おこし協力隊、地域おこし企業人などの制度を有効に活用し、外部人材を積極的に誘致します。
- 地方創生人材派遣制度や地域人材ネットの活用によって、スペシャリストの招へいも積極的に行います。



(2) 官民連携の推進

- 官民連携推進窓口を設置し、町の課題に対する民間からの提案を受け付ける体制を整えます。
- 民間との協働における外部人材を活用したアドバイザーの導入を検討します。
- 官民連携における協働の要となる人材を育成するため、町職員の研修や外部機関への出向などを推進します。

基本目標2 本町の自然や特性を活かした地域経済の創生

2-1 農林業の振興

現況と課題

【農業基盤】

- 農業は、従来から本町の重要な産業であるとともに、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を果たしています。
- 農地の大部分が山間部の傾斜地で狭小のため、機械化が進まず、零細農家が多く、継続・発展のためには農地の集積、ほ場整備等の生産基盤整備、機械化の促進等による効率化・省力化が求められます。

【特産品】

- 「秩父きゅうり」「両神の花卉」「しゃくし菜」は町のブランド品として定着しており、市場でも高い評価を得ています。
- 「こんにゃく」「あんぽ柿」「かぼす」といった地域の特産品についても生産振興・販路拡大に努めています。
- いずれの特産品も「秩父地域」の特産品としては、認識されていますが、「おがの」の特産品としての認知度はあまり高くありません。

【森林整備】

- 林業は木材価格の長期低迷により厳しい状況が続いています。
- 平成31年度から森林環境譲与税が新設されることにより、それを活用した森林集約化計画の作成や森林整備を実施していく必要があります。

【担い手の確保】

- 「明日の農業担い手育成塾」や「地域おこし協力隊の制度」を活用して、若い世代の農業の担い手の育成に努めています。
- しかし、農林業ともに従事者の高齢化や後継者不足により担い手の不足が問題となっています。

【有害鳥獣対策】

- 農林業ともにシカ、イノシシ等有害鳥獣の被害による生産意欲の低下が課題となっています。

■経営耕地にある農家数及び経営耕地面積

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家数(戸)	1,152	914	796	830	773	703
経営耕地面積(ha)	389	328	250	227	214	183

(資料：農林業センサス)

■森林組合の地域別人数の推移

単位：人

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
町内	1,094	1,087	1,079	1,073	1,061
町外	28	32	39	47	53
計	1,122	1,119	1,118	1,120	1,114

(資料：秩父広域森林組合、産業振興課調)

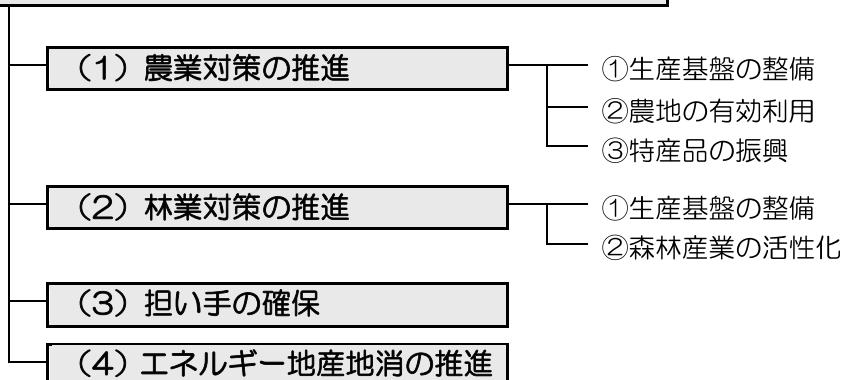
■植林・椎茸等の生産状況

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
植林 状況 (ha)	スギ ヒノキ その他			5,044 1,634 177	4,988 1,611 175
	計			6,855	6,774
生産 状況 (t)	シイタケ(生) シイタケ(乾) マイタケ	230.5 0.7 90.0	213.6 0.5 93.3	241.3 0.6 93.3	241.3 0.6 93.3
	計	321.2	307.4	335.2	346.1

(資料：秩父の森林・林業と統計／秩父農林振興センター)

施策の体系

2-1 農林業の振興



施策の内容

(1) 農業対策の推進

①生産基盤の整備

- 優良な農地の整備等を実施し、効率的な作業を可能にします。
- 農業用水の安定供給を図るため、幹線用水路等の保全管理を促進します。

②農地の有効利用

- 遊休化した農地の集積や流動化の促進により、新たな農業の担い手が利用しやすい農地の普及を図ります。

③特産品の振興

- 現在本町で普及・振興している特産品を「おがの」の特産品として認知されるよう努めます。
- 新たに特産品となりうる商品の開発に努めます。



(2) 林業対策の推進

①生産基盤の整備

- 森林環境譲与税を活用した森林や森林管理道の整備に努めます。

②森林産業の活性化

- 町の森林資源を活用して、都市部住民との森林体験をとおした交流を推進します。

(3) 担い手の確保

- 農林業の後継者及び新規就農者の増加による生産体制の強化を図るため、育成・支援体制の更なる充実を目指します。
- 「農園」「牧場」などの会社に従事する就職就農の推進を図り、農林業に従事しても定時労働・週休2日による勤務ができる労働環境の普及を促進します。
- 有害鳥獣の被害による生産意欲の低下を解消するため、駆除業務の専門業者委託等の研究を行います。

(4) エネルギー地産地消の推進

- 地球温暖化問題に対応するため、再生可能エネルギーである太陽光や木質バイオマスを用いて公共施設や農業用ハウスでの利用を検討します。
- 水資源に恵まれていることから、小水力発電の自然エネルギーの導入を検討します。

2-2 商工業の振興

現況と課題

【商業】

- 商店街の店舗は、郊外型店舗にはない独特の身近さや、地域に密着したコミュニケーションの場であり、コミュニティ維持の役割等も果たしています。
- 西秩父商工会による「路地ＳＴ.」や「七夕フェスティバル」など、商店街でのイベントが毎年開催され、活性化を図っています。
- 後継者不足はあるものの、若い世代の後継者が数名おり、地域の活動にも積極的に参加しています。今後住民による自治力の向上においては地域のリーダーとしての活躍が期待されます。
- 町全体としての商業発展のため、観光消費の促進や地域内消費をいかに高められるかが大きな課題となっています。
- 高齢者が多く、交通手段の少ない山間地域に対する買い物支援が課題となっています。

【鉱工業】

- 本町において工業、特に製造部門は主要産業となっています。
- 優れた技術を持つ企業が数多くある反面、経営基盤の脆弱な中小零細企業も多く存在しますが、どの企業も雇用の場として重要な役割を果たしています。
- 本町の事業所は、従業者数 29 人以下の下請け零細的なものが多く、景気の影響を受けずに安定的な経営を図るために、経営基盤の強化とともに、それぞれの事業所に特化した事業展開等への支援が必要です。
- 企業誘致支援策により増設事業所はあるものの、新規参入については道路網の不便さが障害となっています。
- 若者の流出等により、人材を募集しても集まらない企業が多くあります。
- 鉱業については、両神小森川塩地区で良質な建設骨材が採取できるため、地場産業として周辺の自然環境などに配慮しながら事業の支援をしています。

■商店数等の推移

区分	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
商店数(店)	172	187	145	139	130
従業者数(人)	772	941	687	615	624

(資料：おもてなし課調)

■工業の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(事業所)	61	60	—	69	54
従業員数(人)	1,705	1,706	—	1,773	1,743
製造品出荷額(万円)	2,345,905	2,542,551	—	1,893,516	2,183,066

(資料：工業統計調査、経済センサス)

施策の体系

2-2 商工業の振興



施策の内容

(1) 商店街の活性化

①中心市街地の整備

○本町の中心市街地は、商店や旅館、公共施設などの都市機能が集積しており、今後も「小鹿野町の顔」として都市機能の維持や活力の再生、伝統文化の継承などに努めます。

○空き店舗対策や歴史的街並みの整備などの事業を推進するため、国や県の支援を受けることができるよう継続的に取り組みます。

②商店街の魅力アップ

○商店街の空き店舗や後継者不足が解消されるよう、民間活力の導入や外部人材の活用など積極的な支援を行い、本町で生活に必要なものがそろ

う体制の整備を進めます。

- 西秩父商工会や地元商店、関係団体などとの連携を強化し、歩いてみたくなる商店街づくりを目指します。
- 観光客などが安心して商店街を散策できるよう歩道や景観の整備に努めます。



(2) 地域商業の活性化

①地域商社※の導入検討

- 地域の多くの関係者を巻き込みながら、地域資源のブランド化を図り、町外への販路を確保することで「地域の稼ぐ力」を高めるため、民間活力を導入し、地域商社の設立、株式会社化を検討します。

②商工団体の育成と強化

- 地元密着型の商業サービスの充実を図るため、西秩父商工会との連携強化を推進します。
- 若手経営者の自主的研究活動などを支援し、人材の育成に努めます。

③イベントの開催等

- 商業の活性化を図るため、中心商店街の建物、路地などの景観を活用したイベントや、商店街におけるイベントの継続的開催を支援します。

④特色ある商業

- 特色ある商業を推進するため、あんぽ柿やしゃくし菜などの6次産業品を活用した商品開発を推進し、インターネットを活用した宅配サービスによる販路拡大と消費拡大を図ります。

(3) 買い物支援の充実

- 買い物が不便な山間地域においては、民間と協働したデマンド型販売や移動型商店などを促進し、利便性の向上を図ります。

(4) 鉱工業対策の推進

①企業誘致活動

- 企業誘致を推進するため、企業誘致支援策の継続した支援を引き続き行

※地域商社

地域において地域産品のマーケティングを行い、地域内外にモノ・サービスを販売する組織。

います。

- 企業誘致の候補となる空き工場・店舗・用地の情報を収集します。
- 既存企業の技術開発・高度化・新分野への進出を支援します。
- 企業のＩＴ導入・活用支援をとおして、生産性向上（人材不足解消・品質・サービス向上）や競争力の強化を図ります。

②地元鉱業の維持

- 自然環境の保護や交通安全対策などを図り、地場産業として安定的に継続できるよう支援します。

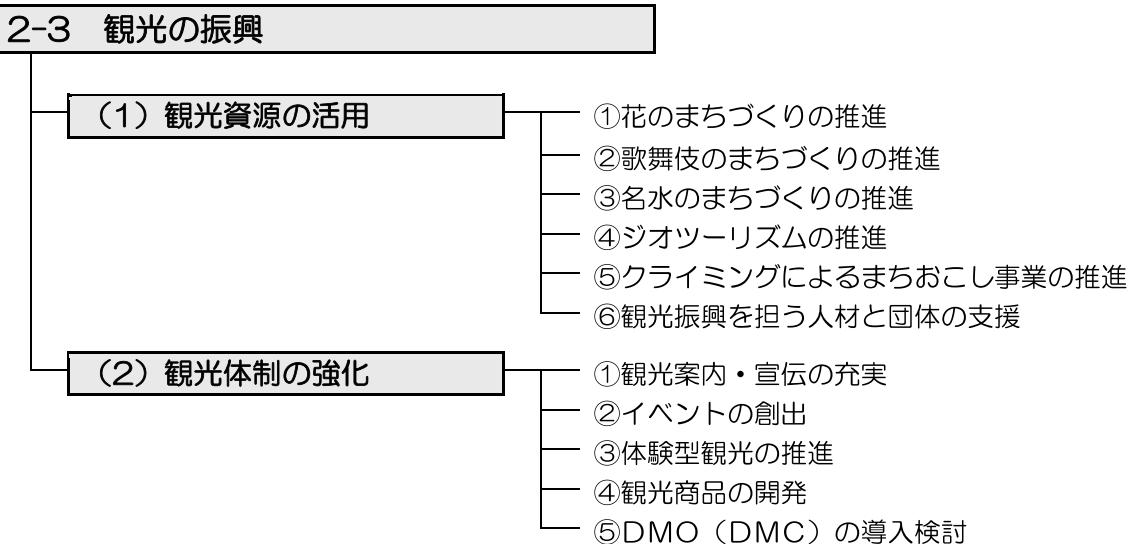


2-3 観光の振興

現況と課題

- 本町は、秩父多摩甲斐国立公園、県立西秩父自然公園、県立両神自然公園、県自然環境保全地域などに指定された豊かな自然環境を有しています。
- 歌舞伎などの伝統文化や札所をはじめとする神社・仏閣など歴史的観光資源にも恵まれています。
- 日本百名山の「両神山」、日本の滝百選の「丸神の滝」、森林浴の森日本百選の「両神国民休養地」や日本の地質百選の「ようばけ」、平成の名水百選の「毘沙門水」と多くの「百選」に選出された観光資源を有しています。
- 平成29年度観光入り込み客数は43万6千人であり、毎年増加傾向にあります。
- 関係人口の創出を図るため「体験観光」の検討及び実施が求められます。
- 「ようばけ」や「犬木の不整合」などジオツーリズムを楽しめる魅力的な場所が数多くあり、これらの地質資源を観光資源として活用することが求められます。
- 両神山や二子山を中心とした「クライミングによるまちおこし事業」を推進しています。今後町内外に広く認知されるよう働きかけることが求められます。
- 観光地を運営する地域住民による組織に対して積極的な支援をすることが求められます。

施策の体系



施策の内容

(7) 観光資源の活用

①花のまちづくりの推進

○両神堂上のセツブンソウ園は、日本一の面積を誇る自生地として多くの観光客が訪れる場所となっています。両神地区には、このほかにもフクジュソウ、ハナショウブの園地、日蔭地区には「両神山麓花の郷」が整備され、数多くのダリアが植栽されています。

○これらの花の園地の観光客の更なる増加を図り、企画立案に努めます。



②歌舞伎のまちづくりの推進

○本町の特色ある文化である小鹿野歌舞伎を観光資源として、どのように活用できるのか、その可能性について調査・検討を進めます。

○歌舞伎を題材とした観光グッズや土産品などの開発を推進し、小鹿野春祭りをはじめとする町内各地の祭りや郷土芸能祭などとの相乗効果による観光消費の拡大を図ります。



③名水のまちづくりの推進

○平成の名水百選に選ばれた毘沙門水を本町の名水として、町外の人達に認知してもらうべく、積極的なPR活動を実施します。



○丸神の滝をはじめとした名瀑や尾ノ内渓谷などを滝めぐりや沢遊び、氷柱などを楽しむことができる特色ある観光資源として、活用施策を推進します。



④ジオツーリズムの推進

○「ようばけ」や「犬木の不整合」などの地質資源が観光の対象として発展していくよう、施策の立案に努めます。

⑤クライミングによるまちおこし事業の推進

○日本百名山である両神山やロッククライミングの名所である二子山をはじめとした山岳観光資源の自然保護と整備を進め、登山客の安全の確保を図ります。

○本町に設置されているボルダリング設備の積極的な活用をとおして、町内でのクライミングスポーツの振興を図ります。



○町を挙げて「クライミングのまち」として町内、町外に認知されるよう努めます。

⑥観光振興を担う人材と団体の支援

○既存の観光資源や新たな観光資源を振興する組織に対して、積極的な支援を行います。

○外部や民間から観光振興を担う人材の招へいを検討します。

(2) 観光体制の強化

①観光案内・宣伝の充実

○観光案内所や観光交流館、また、公営・民営の観光関連施設などを活用し、観光案内や情報発信の充実に努めます。

○インターネットの普及などにより、観光宣伝の手法は大きく変わってきています。本町の情報発信と観光魅力アップのため、新しい時代に即応した手法を取り入れ、観光宣伝事業の充実を図ります。

○町外で開催されるイベント等に積極的に参加し、本町の観光PRを行います。

○町の自然、文化、歴史等を観光資源とした「観光ガイド」を育成し、誘客を図ります。

②イベントの創出

○既存のイベントを精査するとともに、集客につながるイベントの創出を目指します。

③体験型観光の推進

○本町には、町営や民営の宿泊施設が多数あります。これらの施設とそば打ちや豆腐づくり、炭焼き、あんぽ柿作りなどの体験ができる観光施設との連携を図りながら、新たな観光パックの創出に努めます。

④観光商品の開発

○本町には、商品開発のための多くの題材が溢れています。小鹿野歌舞伎や祭り、花や名水などにちなんだ商品開発に取り組むとともに、インターネットなどを活用したビジネスへの展開を図ります。

⑤DMO (DMC) *の導入検討

○民間事業者と地域住民が手を取り合い、地域の誇りと愛着を持ちながら、観光地経営を戦略的に実施するため、DMO (DMC) 等による観光事業全般の株式会社化を検討します。

指 標

■観光入り込み客数の指標

区分	基準年度 (2017年度)	⇒	目標年度 (2023年度)
客 数	43万6千人		50万人

(資料：おもてなし課調)

* DMO (DMC)

地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人。

2-4 起業・就労支援

現況と課題

【就労支援】

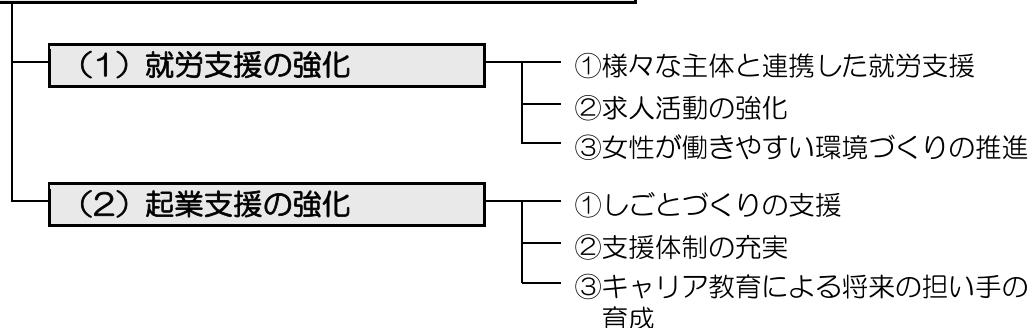
- 雇用の場及び所得の確保は、町内への定住を促進する上で最も重要な施策です。
- 西関東連絡道路秩父小鹿野バイパスの整備により、通勤可能区域のアクセスは向上しています。
- 雇用の受け皿として大きな役割をもつ製造業や建設業、医療・福祉関係の事業所などにおいて、企業の求める人材と求職者のミスマッチが増加しており、将来的な担い手不足が心配されています。
- 定住促進の目線からも、地域内の高校生の地元企業への雇用確保に加え、U・Iターン者の就業の場の確保が求められます。
- ライフスタイルの変化などにより、女性の就労者は増加傾向にあり、職場における女性の役割も大きくなっています。本町でも、男女問わない多様な働き方を創出するため、女性の就労しやすい環境づくりにも取り組む必要があります。

【起業支援】

- 若者の移住・定住先として選ばれるためには、若者が望む多様な働き方を実現できる環境づくりが必要です。
- 近年、ITの発展などにより場所を選ばず仕事が可能となり、様々な資源が眠り、市場の開拓が進んでいない地方で若者が起業・創業する流れが生まれています。
- しかし、依然として地方での開業率は低迷しており、本町の事業所数も減少している状況です。
- 起業・創業支援の取り組みとして、秩父地域 1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）で創業支援事業計画を策定し、平成25年度末に国からの認定を受けました。1市4町と秩父商工会議所、各商工会の連携により、「ちちぶ地域創業サポート窓口」の設置・運営をはじめ、創業塾の開講などといった支援事業を実施していますが、本町のサポート窓口で専門的な相談対応が可能な人材を確保できていないことが課題です。

施策の体系

2-4 起業・就労支援



施策の内容

(1) 就労支援の強化

①様々な主体と連携した就労支援

○地域内の秩父地域雇用対策協議会やハローワーク秩父、圏域内の県立高等学校などと連携・協力体制を整え、ちちぶ定住自立圏で一体となって就労支援を行い、定住人口の維持を図ります。

②求人活動の強化

○大学や専門学校、地域内の高校等への求人活動を強化し、求職者と求人者をマッチングする機会を設けます。

○移住相談窓口との連携により、U・Iターン希望者に対する求人情報の提供を行います。

③女性が働きやすい環境づくりの推進

○町内の企業・事務所や関係機関と連携し、育児休業制度の普及促進・活用促進や労働時間の短縮、パートタイム労働者の就業条件改善に向けた啓発事業などを推進します。



(2) 起業支援の強化

①しごとづくりの支援

- 今後、町民一人ひとりが町の経済の担い手となり、本町での多様な働き方を実現するため、雇用を生む大規模な起業に限らず、若者や女性による小規模起業の支援も検討します。
- ちちぶ定住自立圏で実施している創業・起業支援事業を主体的に推進し、町内での周知広報活動を強化します。

②支援体制の充実

- 新規就業者の資金調達や経営相談に対応できるよう県、商工会、金融機関等支援機関との連携を更に強め、町独自の支援も検討します。
- 相談対応を行う関係機関の人材育成に努めます。

③キャリア教育による将来の担い手の育成

- 子どもたちが多様な働き方を知る機会を作り、都市部での就労だけでなく地元で働くことを選択肢に入れるきっかけづくりを行い、将来の担い手の育成を推進します。



基本目標3 かがやく未来へ おがの人づくり

3-1 幼児教育・保育の充実

現況と課題

【幼児教育・保育環境】

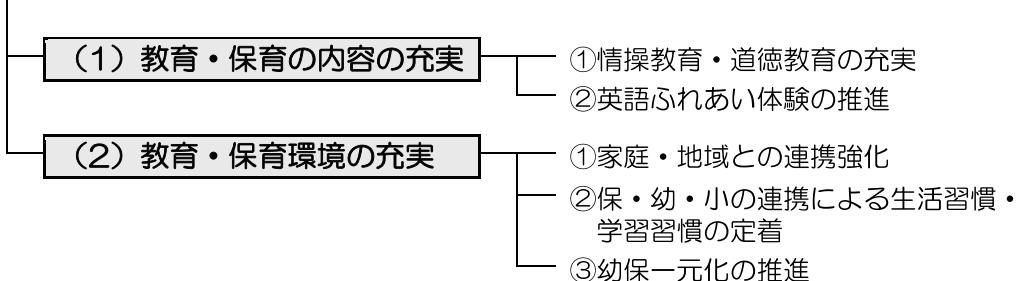
- 幼児期は、養育者の愛着形成による信頼をもとに情緒を安定させて自立へと向かう、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。
- 家庭や地域、子どもに関わる全ての行政機関との連携強化による子育て環境整備の充実が求められています。

【幼児教育・保育施設】

- 本町の幼稚園は平成21年度の幼稚園3学年における園児数170人であったものが、平成26年度には124人となり、教育的効果や運営の効率化を図るため、平成27年4月に小鹿野・三田川・両神幼稚園を1園に統合しました。
- 出生数の低下が進んでいる中、核家族化のますますの進行や共働き世帯の増加により、幼稚園の定員割れや、子育て支援センターの利用者が減少しています。
- 今後、保育所・幼稚園の一体的な運営を目的とし、認定こども園への移行や幼児教育施設の有効活用が必要となってきています。

施策の体系

3-1 幼児教育・保育の充実



施策の内容

(1) 教育・保育の内容の充実

①情操教育・道徳教育の充実

- 情緒豊かな人間形成を実践するためには、より多くの体験をさせることが重要です。
- 恵まれた自然環境を活用し、人や動物、自然とのふれあいの機会を増やし、生命や自然の大切さを重んじた体験型教育を推進し、情操教育、道徳教育の充実を図ります。

②英語ふれあい体験の推進

- 小中学校を中心に活動しているA.L.Tを保育所・幼稚園へも派遣し、次代を担う子どもたちに、グローバルな感覚を身に着けさせる体験を実施していきます。
- 引き続き、異文化に触れる中で町の文化を再認識してもらえる体験を推進します。

(2) 教育・保育環境の充実

①家庭・地域との連携強化

- 保護者にとって子どもを育てる自覚や責任と子どもが育つ喜びを実感できるよう、地域社会と保育所等が一体となり、家庭での子育てと親育ちを支えるための連携強化に努めます。

②保・幼・小の連携による生活習慣・学習習慣の定着

- 小1プロブレム※解消に向け、保育所・幼稚園・小学校が連携を密に情報を共有し、それぞれの家庭事情に応じた学習環境の構築を提案することで、家庭学習の定着を図ります。



③幼保一元化の推進

- 今後、ますます少子化が進行する中で、共働き家庭の増加や多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所両方の機能を持った施設の運営を推進します。

※ 小1プロブレム

小学校に入学した1年生が、新しい環境に馴染めず、集団行動ができない、周りとは違う行動をしてしまう、授業中座っていられない、立ち歩く、先生の話を聞かない、という状態が継続する問題

3-2 学校教育の充実

現況と課題

【学校教育環境】

- 平成 28 年から小鹿野未来塾を開講し、子どもたちの主体的な学びや親子共学を推進しています。
- 少子化の急速な進行により、三田川小学校では平成 30 年度から 2・3 年生による複式学級がスタートしました。
- 小学校では平成 30 年度から、中学校では平成 31 年度から始まる特別の教科「道徳」の趣旨の浸透や授業の充実が求められています。

【学校教育施設】

- 本町の少子化の進展は著しいものがあり、学校の適正規模化を図り良好な教育環境を確保するため、平成 28 年度に小鹿野・長若・三田川・両神の4中学校を1校に統合しました。
- 教育施設については「小鹿野町教育施設整備グランドデザイン」を策定し、集約や整備・改修を計画的に実施してきました。
- 今後は、「小鹿野町教育財産管理計画」に基づき、空き施設の有効活用や整理・処分などを図っていくことが必要となります。

■小・中学校の児童数の推移（各年 5 月 1 日現在）

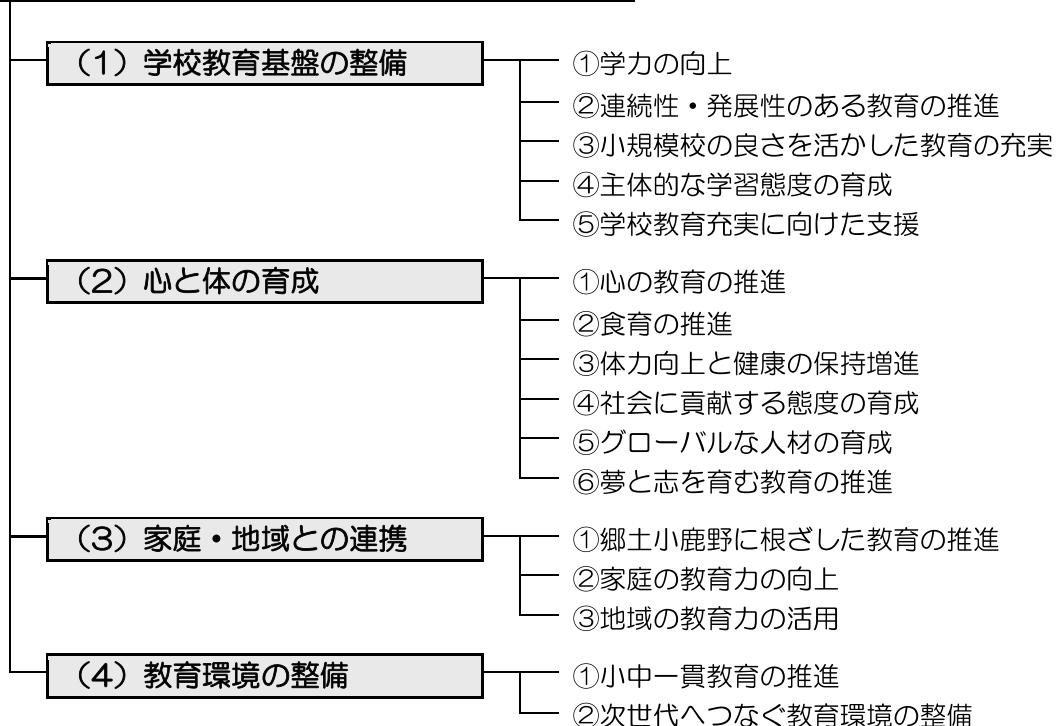
単位：人

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	男	342	332	336	324	310
	女	292	294	291	287	285
	計	634	626	627	611	595
中学校	男	186	172	161	168	172
	女	170	165	154	147	138
	計	356	337	315	315	310

（資料：学校教育課調）

施策の体系

3-2 学校教育の充実



施策の内容

(1) 学校教育基盤の整備

①学力の向上

- 「人間力」の基盤となる「確かな学力の育成」は学校教育における最重要課題です。これまで、「小鹿野ベースの授業」「おがの自学ノート」「家庭教育宣言」などの取り組みをはじめとして、行政が学校や家庭と方向性を共有しながら様々な施策を推進してきました。
- 今後は、これらの取り組みを総合的に推進し、各学校の工夫や独自性を積極的に支援します。

②連続性・発展性のある教育の推進

- 小学校における学びや身についての生活習慣は、その後の学校生活や人間形成に多大な影響を与えます。町独自の指導員や支援員を各校に配置するなどして、学校教育の充実に努めています。
- 今後は、小学校教育の土台をつくる幼児教育や家庭教育との連携を強化するとともに、義務教育9年間を見通した連続性・発展性のある教育の

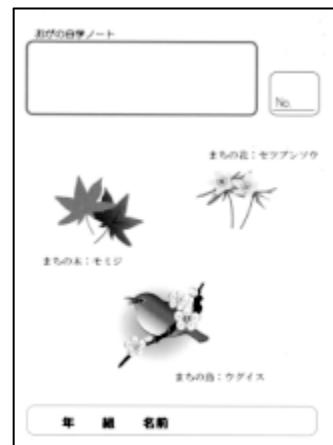
一層の充実を図ります。

③小規模校の良さを活かした教育の充実

- 町では、小規模校によるメリットを活かした教育を推進するため、独自の指導員を配置し柔軟な教育課程の編成ができるよう努めました。
- 今後、より一層の少子化が進むことが予想される中で、将来の学校の在り方について、保護者や地域住民と検討を進めていく必要があります。

④主体的な学習態度の育成

- 学力の向上には、学校での取り組みに加え、家庭での学習が重要であることから、平成30年度から小学生を対象に「おがの自学ノート」を配布し、家庭学習における支援を開始しました。
- 今後も主体的・計画的に学習に取り組む態度や習慣を育むため、学校と家庭が連携した継続的な取り組みとして定着するよう、引き続き支援を行います。



⑤学校教育充実に向けた支援

- 各学校や個々の児童・生徒の実態に応じたきめ細かな教育を推進するため、学習指導員や生活指導補助員等、町独自の職員を積極的に配置してきました。
- 今後は、教員が子どもたちとふれあう時間を確保し、教育効果を一層高めることをめざし、スクールサポートスタッフや総合校務支援システムの導入などについても検討します。

(2) 心と体の育成

①心の教育の推進

- 本町においては、全ての教育活動において、「ほめ、認め、伸ばす教育」や「自己肯定感を高める教育」を推進しています。
- 今後も、「人は自分のためだけでなく社会のために存在している」という意識を育む教育を重視するなどして心の教育の充実を図ります。
- 生命を大切にする心や思いやりの心を育てる人権教育の充実を図ります。

②食育の推進

- 懸案だった学校給食衛生管理基準に適合した給食センターを、平成28年10月に稼働させることができました。
- 今後は、地産地消の推進とともに、食の安全はもとより食の大切さについての教育を推進し、食に対する意識啓発を図っていきます。

③体力向上と健康の保持増進

- 各学校の体育的活動及び体育、保健体育の授業の充実を図るため、施設・設備の充実等に努めてきました。
- 今後も継続して運動環境を整備するとともに、小学校では体力テスト結果を活用したプログラムの推進やスポーツ少年団との連携を深め、中学校では部活動における外部指導者の積極的な配置等、部活動の活性化を図るなどして、人間力の土台である体力の向上を一層推進します。

④社会に貢献する態度の育成

- 学校生活の基盤となる「学級づくり」「人間関係づくり」の充実を図るとともに、地域と連携した福祉体験活動の充実や地域活動への参加を促進し、社会に貢献できる態度を育む教育の充実を図ります。

⑤グローバルな人材の育成

- 小学校における英語教科化に向け、平成30年度から英語教育アドバイザーを配置し、教職員研修や英語科の授業の充実を図っています。
- 今後はALTを活用した授業を充実させるとともに、町が実施している英検チャレンジスクールの一層の充実を図ります。
- 小・中学生の国際交流を積極的に推進し、社会のグローバル化に対応できる力を養っていきます。



⑥夢と志を育む教育の推進

- 「志ノート」の活用など、小・中学校9年間を見通した進路指導、キャリア教育の実践をとおして、子どもたちに夢や志を育む教育を推進してきました。
- 今後は、「おがのまち子供夢育成プロジェクト」として、「2分の1成人式*」「立志式*」を町民同席のもと行うことにより、自分が地域の一員である意識の芽生えを促進します。
- 「おがのことだま百選」を作成し、文学的・表現的に価値ある名文等に子どもたちが触れ合うことにより、言語的感覚を磨き、人生の指針を見つけることができる教育を推進します。

*2分の1成人式

成人の2分の1の年齢である10歳を迎えたことを記念して行われる行事。

*立志式

元服にちなんで（数え年の）15歳を祝う行事。参加者は、将来の決意や目標などを明らかにすることで、おとなになる自覚を深める。

(3) 家庭・地域との連携

①郷土小鹿野に根ざした教育の推進

- 総合的な学習の時間等を活用して、歌舞伎や神楽など町の伝統文化活動の体験や、小学校における地域学習を推進します。
- 農業体験などをとおして、学校と地域との連携を積極的に支援し、町の将来を担う子どもたちに、ふるさとの良さと、町へ貢献しようとする姿勢を育む教育を推進します。



②家庭の教育力の向上

- 平成28年度から、PTAと連携して「おがの家庭教育宣言」を制定し、家庭教育の充実を目指しています。
- 今後は、家庭教育宣言の趣旨の一層の浸透を図り、家庭の教育力の向上を目指します。

③地域の教育力の活用

- 各校における学校応援団組織の充実や、地域の関係諸団体や県立小鹿野高等学校との協働をとおして、地域の力を最大限活用した教育を推進しています。
- 今後は、地域に開かれた教育課程の実現をめざし、一層積極的な推進を図ります。
- 小鹿野未来塾の「中学生未来塾」「英検・漢検チャレンジ講座」「科学不思議講座」などを引き続き実施することにより、「子どもたちの主体的な学び」「親子や家族ぐるみの学び」「地域や小鹿野高校との連携」を一層強化します。



(4) 教育環境の整備

①小中一貫教育の推進

- 小中共通目標を推進することにより、児童と生徒及び教員同士が交流を深めるなどして、連携を強化していきます。

○少子化の中、将来の小学校統合も視野に入れた中で、小学校と中学校における教育課程の一貫性を図り、併設型小中一貫校の設置やコミュニティスクール※の導入を検討します。

②次世代へつなぐ教育環境の整備

○学校施設の耐震化や大規模改修工事、小鹿野小学校体育館・プールの新築、中学校統合に伴う小鹿野中学校校舎の増改築及び武道場の整備は完了しました。

○統合による空き施設の今後の活用等について将来負担を残すことのない方法で検討します。

○平成 29 年度に導入したタブレット型端末を活用した授業改善に取り組むとともに、プログラミング教育に対応した ICT 活用を実践します。



※ コミュニティスクール

学校・家庭（保護者）・地域が協力し、学校運営に意見を反映させながら「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政法第 47 条の 6 に基づいた仕組みのこと。

3-3 生涯学習の充実

現況と課題

- 本町の生涯学習施設として、中央公民館、両神公民館、町立図書館本館及び分室があります。
- 生活環境の変化、個人の趣味の多様化に伴い情報量が増加したことなどにより、ニーズに合ったテーマの選択が難しくなっています。

【公民館】

- 公民館は講座・教室の開催をとおして、生涯学習を推進しています。
- 学んだことが、自らの人生に活かせたと実感できるような講座・教室であることが重要です。
- 施設設備を更に充実させるとともに、指導者、ボランティア等の人材募集や育成など、ソフト面の充実についても図る必要があります。
- 小鹿野文化センターは開館から35年以上、両神ふるさと総合会館は20年以上経過しており、施設・設備ともに老朽化が進んでいるため、計画的な修繕及び維持管理が必要になります。

【図書館】

- 生涯学習において、図書館は「知の拠点」として、自ら学ぶ人に対して支援することや、幅広い世代の学びを促進するような活動が求められます。
- 本町の図書館は、人口規模に対して蔵書数及び蔵書スペースが不足しています。
- 図書館に関する専門的知識を持つ人材や図書館事業を支える地域の人材が必要です。

【ひとづくり】

- 自治力の向上においては、地域住民がわがまちのことを知り、郷土愛を育むことが大切です。
- 生涯学習をとおして、地域を担うリーダーを育成することが求められます。

施策の体系

3-3 生涯学習の充実



施策の内容

(1) 公民館事業の充実

①学習機会の創出

- 町民だれもがいつでも・どこでも・なんでも気軽に学びたいものが学べるよう、ライフステージに合わせた様々な学習の場や機会を提供します。
- 町民から教室や講座のリクエストを募集し、ニーズに合った学習の提供に努めます。
- 新しい講座・教室に対応するため、指導する人材やボランティアの募集などに努めます。
- 広報やインターネットなどを有効活用し、多くの町民が様々な事柄について、触れたり、学んだりすることができるよう、情報の提供と啓発活動の充実を図ります。
- 学習成果を活用する機会の充実を目指します。

②生涯学習施設の維持管理

- 小鹿野文化センター及び両神ふるさと総合会館の設備の充実や計画的な修繕の実施を行います。

(2) 図書館事業の充実

①図書館の施設等の整備

- 知の拠点となる図書館の施設拡張を行い、町の人口規模に対する蔵書スペースを確保します。
- 専門的な知識を持った専任職員の配置と育成を推進します。

○図書館事業を支えるサポーターの育成(ボランティア)を行います。

②図書館資料の整備

○人口規模に応じた蔵書数(人口 11,814 人の場合 84,960 冊「公立図書館の任務と目標」より 1989 年 1 月確定公表 2004 年 3 月改訂 日本図書館協会図書館政策特別委員会)を目標に資料の収集に努めます。

③図書館事業の充実

○生涯学習活動を支えるための知の拠点として、専門的な知識のある職員によるレファレンスサービス*の充実を図ります。

○高齢化社会に対応した資料の充実と郵送・宅配サービスを検討します。

○居住環境に左右されない読書機会の提供(地域貸出文庫、出張移動図書館など)を検討します。

④子どもの読書活動の推進

○家庭・学校・地域等の連携による子ども読書活動の推進を図ります。

○子どもたちの自ら調べ・考え・まとめる・表現する力を育むための「調べる学習」の推進を図ります。



(3) ひとづくりの推進

①地域を担う人材の育成

○地域を愛し、地域に貢献する人材を育成するため、郷土料理教室やふるさとを学ぶ講座等を実施し、郷土愛の精神を育みます。



指標

■図書館資料数の指標

区分	基準年度 (2017 年度)	⇒	目標年度 (2023 年度)
資料数	60,488 冊		75,000 冊

(資料：町立図書館調)

*レファレンスサービス

何らかの情報あるいは資料を求めている利用者に対して、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること

3-4 芸術・文化活動の充実

現況と課題

【芸術・文化活動】

- 本町の芸術・文化団体は、多くが小鹿野文化団体連合会や公民館クラブに加盟し、活動を行っています。
- 町内在住の芸術家の創作活動も従来から盛んに行われています。
- 芸術・文化活動の成果発表の場としては、小鹿野美術展、ふるさとまつり文化展、小鹿野文化祭、ふる総フェスタなどがあり、町民ギャラリーとして文化センター・総合センターを会場に、団体・個人の展覧会を開催しています。

【文化財】

- 本町には、国・県・町合わせ 140 件の指定文化財が所在します。
- 無形民俗文化財は各地域の祭りをはじめ、郷土芸能祭・ふるさとまつりでも伝統芸能が上演されるなど積極的な活動が行われています。
- 特に、県指定文化財「小鹿野の歌舞伎芝居」は、役者、裏方が充実し、用具類を自前で作成、調達するなど全国的にも貴重な文化です。
- 平成 30 年 7 月に小鹿野町子供歌舞伎がロシアで公演を行いました。
- 平成 28 年 3 月に町内初の国指定文化財となる国指定天然記念物「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」が指定されました。
- 平成 29 年 11 月に国内でも数例しかない、貴重なオウム貝の化石が本町で発見されました。
- 平成 23 年に日本ジオパークに認定されたジオパーク秩父の活動など、従来の文化財の枠組みを超えた取り組みも行われています。
- 昭和 46 年以来、本町が収集を行ってきた文化財関係資料は 1 万点を超えていました。
- 今後も発見と収集、適切な保存等に努めていくことが求められます。
- 有形文化財、有形民俗文化財は経年劣化などによって保存修理が必要となるものが増加しています。今後計画的に対応を進めていく必要があります。
- 収集した文化財関係資料を公開する施設が不足していることが課題です。

■おがの文化団体連合会加盟団体（平成31年1月15日現在）

No	部会理事	所 属 団 体 名	会員数(人)
1 2 3 4	文 学 4団体	小鹿野俳人協会 両神文芸クラブ 小鹿野ひこばえ句会 小鹿野短歌会	21 10 8 15
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15		両神書道会 小鹿野書道会 書心書道会小鹿野支部 小鹿野美術クラブ 和紙絵クラブ おがの墨絵の会 両神絵手紙教室 両神パッチワーク愛好会 両神七宝クラブ どろんこクラブ 陶芸虹の会	13 20 13 13 7 12 20 10 11 15 10
16 17 18 19 20 21 22 23 24	美 術 11団体	コーラスやまびこ コーラス薊 壽禮（じゅらい） 金澤三弦会長若支部 小鹿野ウィンドアンサンブル 小鹿野箏曲会 大正琴ときわ会 小鹿野カラオケ愛好会 童謡くらぶ	17 27 13 15 17 7 10 11 14
25 26 27 28 29 30 31 32		両神民謡すみれ会 小鹿野民踊連合会 小鹿野民踊会 こじか舞踊会 神泉舞踊会 三津美舞踊会 新舞謡会 プルメリア	12 20 11 11 11 12 10 10
33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43	音 楽 9団体	小鹿野歌舞伎保存会 間庭囃子会 大塩野囃子会 上町波歌囃子会 宮若会 新原太鼓連 柴崎社中 鹿桜会松井田 栗尾太鼓会 小鹿野囃子保存会 歌舞伎サークルうぶ	49 22 23 24 57 34 19 39 17 19 32
44 45 46 47 48		西秩父将棋クラブ 両神将棋囲碁クラブ 生花クラブ 西秩父親と子のよい映画をみる会 女衆の会	27 27 10 20 11

(資料：中央公民館調)

■文化財の状況（平成30年10月1日現在）

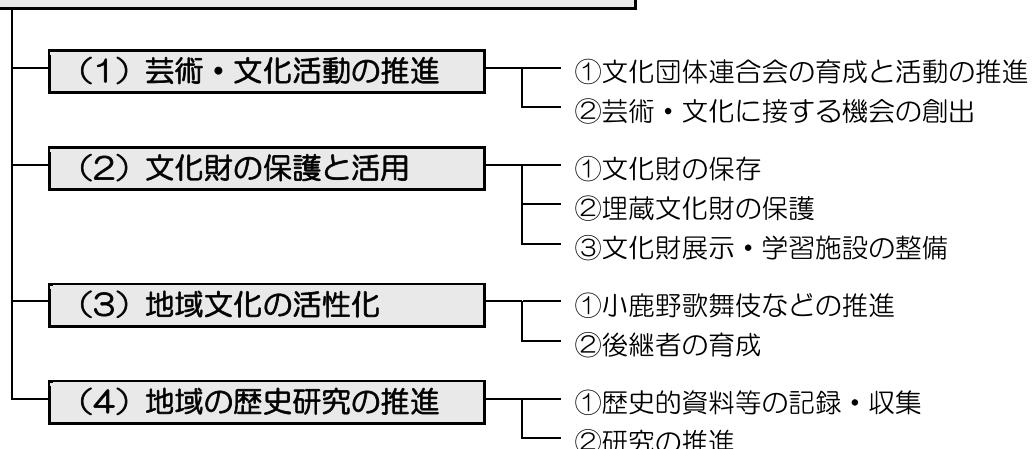
区分	国指定等文化財	県指定等文化財	町指定文化財	計
有形文化財	0	8	70	77
無形文化財	0	0	1	1
民俗文化財	0	8	27	36
記念物	1	5	20	27
選定重要遺跡	0	2	0	2
選択無形民俗文化財	1	2	0	3
計	2	25	118	145

※重複件数4件を含む

(資料：社会教育課調)

施策の体系

3-4 芸術・文化活動の充実



施策の内容

(1) 芸術・文化活動の推進

①文化団体連合会の育成と活動の推進

- 文化団体連合会や公民館クラブに加盟している団体や、新しく立ち上げる団体の育成、支援を推進します。
- 加盟団体間の連携強化や個人活動も含めた意識の向上を促進し、町内の活動の活性化を図ります。

②芸術・文化に接する機会の創出

- 町民劇場や文化講演会、展覧会など従来から行われているイベントの継続や充実を図るとともに町民のニーズに合った新たな企画の創出に努めます。

(2) 文化財の保護と活用

①文化財の保存

- 本町には、国・県・町指定文化財をはじめ多くの貴重な文化財が所在します。これらを適正に保存するとともに、町の歴史を伝える資料として活用します。

②埋蔵文化財の保護

- 貴重な遺跡などについては、開発行為との調整を図りながら保護・保全に努めます。

③文化財展示・学習施設の整備

- 今までに収集されている出土品、古文書、歴史資料、民俗資料、化石・岩石・生物標本などを町民や来訪者に展示公開し、町の歴史・文化・自然について学習できる施設の整備を推進します。

(3) 地域文化の活性化

①小鹿野歌舞伎などの推進

- 220年の歴史を誇る県指定文化財「小鹿野の歌舞伎芝居」は、関係者のたゆまぬ努力により、全国にその名が知られるようになりました。
- 今後も貴重な文化遺産として保存・活用するとともに、本町の文化のシンボルとして、より多くの人達に認知されるように努めます。

○歌舞伎をはじめとした地域文化を、
町民や来訪者が常時触れることがで
きるよう、情報発信施設の整備を推
進します。



②後継者の育成

○本町の伝統芸能には、歌舞伎のほか
にも獅子舞、神楽、八木節、小鹿野
囃子などがあります。

○貴重な文化遺産の永続的な継承のため、関係者の保存活動を積極的に支
援し、後継者の育成を推進します。

○学芸員など専門職を継続的に配置し、支援体制の整備に努めます。

(4) 地域の歴史研究の推進

①歴史的資料等の記録・収集

○本町の貴重な歴史的資料が滅失しないように、映像記録・聞き書きなど
郷土史の記録、資料の収集を推進します。

②研究の推進

○郷土意識の高揚と地域文化の研究や伝承を図るため、町内外の研究者や
研究機関と連携し、地域の歴史研究を推進します。

○町史資料集の刊行を継続して行います。



3-5 スポーツ・レクリエーションの充実

現況と課題

- 「クライミングによるまちおこし事業」を推進するために、ボルダリング設備の導入や二子山のロッククライミングの推進を図っています。
- スポーツ合宿の誘致等により、交流人口を増やし町の活性化を推進しています。
- 中学校の統合に伴い、閉校した3校の校庭及び体育館が社会体育施設となり、施設数が増えました。
- 一方で、施設の老朽化等による維持管理・修繕の労力が増えているため、取り壊し等も含めた施設整理が課題です。
- 大会やスポーツ教室の開催の継続及び町民のライフスタイルに合わせたスポーツ等の普及・促進が求められています。
- 少子化や若者の減少に伴い、各スポーツの競技人口が減少しており、体育協会やスポーツ少年団の活動支援が必要です。
- スポーツ推進委員の人員確保及び活動支援が必要です。



■町営スポーツ施設（平成31年1月1日現在）

区分	名称	面積	利用可能種目等	備考
運動場	下小鹿野運動場	12,468 m ²	野球・サッカー・ソフトボール等	
	飯田運動場	8,648 m ²	野球・ソフトボール等	
	間明平運動場	5,800 m ²	ソフトボール等	
	日尾第1グラウンド	8,158 m ²	野球・ソフトボール等	
	日尾第2グラウンド	2,182 m ²	ゲートボール等	
	山村広場運動場	21,000 m ²	野球・サッカー・ソフトボール等	
	夜間照明運動場	3か所	野球・ソフトボール等	両神小学校グランド 小鹿野中学校グランド 日尾第1グランド
	長若運動場	9,876 m ²	野球・サッカー・ソフトボール等	
	三田川運動場	30,333 m ²	野球・サッカー・ソフトボール等	
	両神運動場	11,220 m ²	野球・サッカー・ソフトボール等	
体育館	町民体育館	1,106 m ²	バレーボール・バスケットボール等	
	長若体育館	524 m ²	バレーボール・バスケットボール等	
	三田川体育館	523 m ²	バレーボール・バスケットボール等	
	日尾体育館	502 m ²	バレーボール・バスケットボール等	
	両神体育館	503 m ²	バレーボール・バスケットボール等	
	クライミングウォール		クライミングウォール壁3面	
武道場等	両神剣道場	286 m ²	剣道場	
総合運動公園	テニスコート	6面	テニス	内ナイター4面
	ゲートボール場	3面	ゲートボール	
	野球場	12,839 m ²	野球（両翼90m センター110m）	ナイター照明付
	グラウンドゴルフ場	12コート	グラウンドゴルフ	
	サブグラウンド	1,569 m ²		
	武道場	1,286 m ²	柔道 剣道 弓道	2面 2面 6人立ち

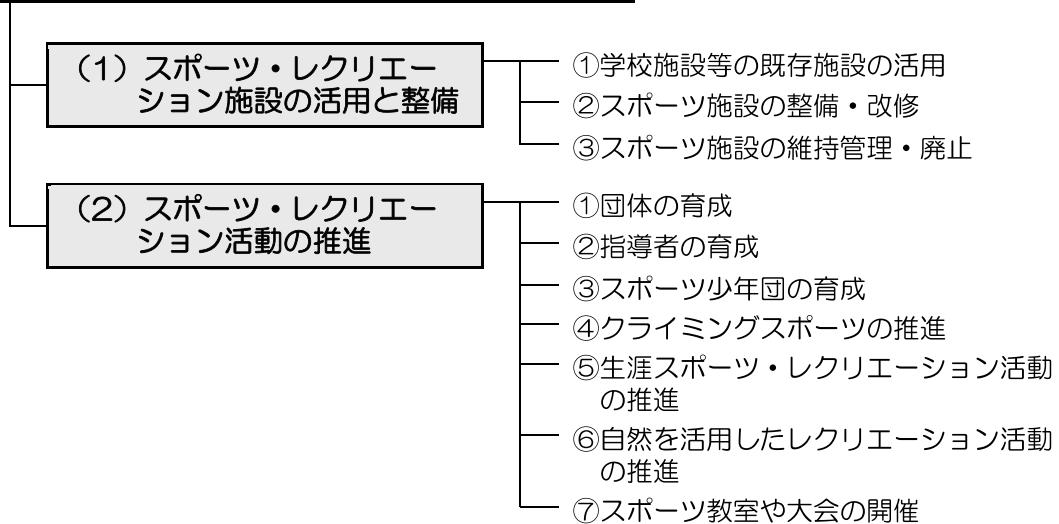
■小・中学校一般開放運動施設（平成31年1月1日現在）

区分	運動場	体育館
小鹿野小学校	8,726 m ²	1,216 m ²
長若小学校	3,999 m ²	499 m ²
三田川小学校	8,917 m ²	559 m ²
両神小学校	8,914 m ²	558 m ²
小鹿野中学校	10,746 m ²	1,289 m ²

(資料：社会教育課調)

施策の体系

3-5 スポーツ・レクリエーションの充実



施策の内容

(1) スポーツ・レクリエーション施設の活用と整備

①学校施設等の既存施設の活用

○校庭や体育館などの学校施設の一般開放を継続するとともに、小・中学校の体育館や運動場などを活用し、町民が気軽に参加できるスポーツやレクリエーションなどを推進します。

②スポーツ施設の整備・改修

○各スポーツ施設などは、小鹿野町教育財産管理計画に基づき整備・改修を推進します。

③スポーツ施設の維持管理・廃止

○各スポーツ施設などは、小鹿野町教育財産管理計画に基づき維持管理を行い、施設の老朽化や立地の面から管理に係る負担が大きいものについては廃止を行います。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

①団体の育成

○町民がスポーツやレクリエーション活動を自主的に実施できるよう、支援体制を強化し、体育協会をはじめとする活動母体の育成を推進します。

②指導者の育成

○町民のスポーツ・レクリエーションに関する参加意欲を高め、自ら生涯スポーツの普及に携わる指導者の養成、資質の向上を図ります。

③スポーツ少年団の育成

○青少年の心身の健全育成、体力向上を図るため、スポーツ少年団の育成と活動の活性化に取り組みます。

④クライミングスポーツの推進

○「クライミングのまち」として町内外に認知されるよう、ボルダリングやロッククライミング等クライミングスポーツの町内の振興を図ります。

⑤生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

○生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進のため、町民が気軽に参加できるよう、ライフスタイルに応じた機会の提供を行います。

⑥自然を活用したレクリエーション活動の推進

○豊かな自然環境を活用し、町民の山や川など自然とのふれあいを促進するため、遊歩道などを活かしたハイキング等のイベントを開催します。

⑦スポーツ教室や大会の開催

○町民の参加機会を創出し、身近な場所で気軽に健康・体力の維持増進に取り組むことができるよう、スポーツ教室やスポーツ大会、各種イベントを開催します。



3-6 児童・青少年の健全育成

現況と課題

- 核家族化や女性の社会進出、生活様式の多様化など社会情勢が変容する中、青少年の意識も時代とともに変化がみられます。
- 地域の連帯感が徐々に希薄になるなど、家庭や地域における児童・青少年の育成力が低下しています。
- 青少年犯罪の増加や犯罪の低年齢化、有害情報の氾濫など児童・青少年を取り巻く環境も大きく様変わりしています。
- 町ぐるみで児童・青少年の健全育成環境を整備し、子どもたちの自主的な活動を育みます。
- 社会参加の機会を拡充し、地域社会の一員としての自覚と責任感を身につけた児童・青少年の育成を図ることが必要です。

施策の体系

3-6 児童・青少年の健全育成

(1) 児童・青少年の健全育成

- ①児童・青少年健全育成団体・機関との連携
- ②児童・青少年の非行防止対策
- ③児童・青少年のボランティア活動への参加

施策の内容

(1) 児童・青少年の健全育成

①児童・青少年健全育成団体・機関との連携

- 町の青少年相談員協議会をはじめ、児童・青少年健全育成に係る関係機関や団体との連携を強化し、児童・青少年の健全育成のために良好な環境の整備を推進します。

- それらの関係機関や団体が、より豊かな活動を主体的・創造的に展開できるよう、必要な情報提供や支援に努めます。

②児童・青少年の非行防止対策

- 社会環境浄化運動の強化と、児童・青少年の非行防止に係る関係機関や団体との連携による地域ぐるみの児童・青少年非行防止活動を推進しま

す。

- 児童・青少年の様々な問題行動を早期に発見し、指導や助言などにより児童・青少年自らの力で学校や社会に適応できるよう、保護者へのアドバイスなど支援に努めます。

③児童・青少年のボランティア活動への参加

- 児童・青少年の社会貢献意識や自立心、地域の連帯感を培うため、各種ボランティア活動への参加を促進するとともに、必要な支援を実施します。

3-7 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

現況と課題

【人権の尊重】

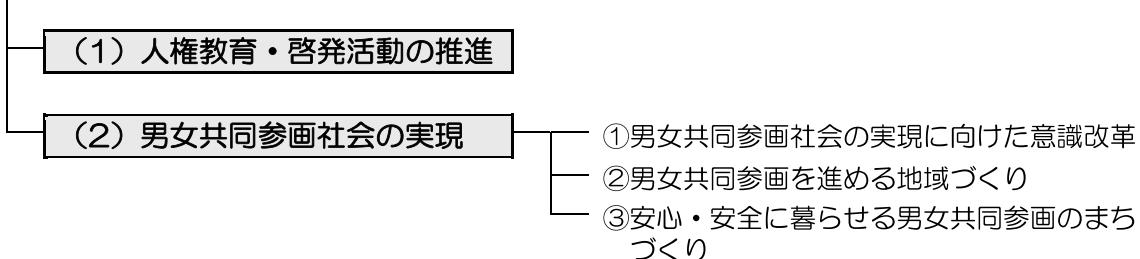
- 差別意識や偏見による人権侵害は後を絶たず、社会情勢が大きく変化しています。
- 子どもや女性、高齢者、障害者への虐待増加やインターネット上への差別情報の掲載や外国人、LGBTに関する課題等、新たな人権課題が顕在化していることから、引き続き人権意識の高揚を図るために人権啓発、人権教育の推進が必要です。
- 平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権に関する様々な法整備も進められており、更なる取り組みが求められています。

【男女共同参画社会の実現】

- 本町では、平成24年3月に小鹿野町男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、「たがいに認め ささえあい 安心して生活できるまちづくり」を基本理念に掲げ、各種施策を推進してきましたが、依然として人々の行動、社会の慣習・慣行の中には、性別による偏見や男女の役割に対する固定的な考え方方が強く残っているため、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していく必要があります。
- 配偶者等からの暴力（以下「DV」）やセクシャルハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関と連携し、女性に対する暴力に対処するための体制整備が必要となっています。

施策の体系

3-7 人権の尊重と男女共同参画社会の実現



施策の内容

(1) 人権教育・啓発活動の推進

- 全ての市民が、互いの人権を尊重しながら共に生きる社会実現のため、人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図ります。
- 人権教育に関する学習について、学校や地域社会など、様々な機会や場所における充実を図ります。
- 基本的人権尊重の理念に基づく人権教育を推進します。

(2) 男女共同参画社会の実現

①男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

- 広報紙等により、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供を行います。
- 審議会をはじめとする政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。

②男女共同参画を進める地域づくり

- 男女がともに仕事と家事・育児・介護などの家庭生活を両立できるように、育児・介護支援の充実を図ります。
- 男女がお互いに支え合い、仕事と家庭・地域のバランスのとれた生活を実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発を推進します。

③安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

- DVやセクシャルハラスメントなどの防止のため、意識啓発を促進するとともに、関係機関と連携し相談体制の整備を図ります。

指 標

■政策決定過程への女性参画の指標

区分	基準年度 (2018年度)	目標年度 (2023年度)
	女性比率	
役場職員（管理職）	30.4%	35.0%以上
行政委員会	12.9%	25.0%以上
審議会	17.2%	25.0%以上



（資料：総務課調）

3-8 県立小鹿野高等学校との協働

現況と課題

- 大学進学への希望や個人の考え方が多様化するなか、町外や秩父地域以外の公立高校や私立高校への進学者は依然多い傾向にあります。加えて、深刻な少子化問題を抱え、県立小鹿野高等学校（以下「小鹿野高校」）への入学者数は減少が続いている。
- 小鹿野高校では、総合学科に再編し、国際教養系列、情報・ビジネス系列、福祉・生活系列、郷土・環境系列を設置しています。小規模校・少人数のメリットを最大限に生かし、生徒のニーズにあったカリキュラムを編成することで、きめ細やかな学習指導や生徒指導、進路指導等を推進しています。また、小・中学校との連携はもちろん、行事や講座等の地域への開放、「山村留学制度」など様々な取組をとおして学校の活性化や教育活動の充実に努めています。
地域に根ざした、地域と共にある学校づくりを推進し、生徒・保護者にとって満足度の高い学校となっています。
- 今後も、同校が進める学校づくりに対し、地域や町が一体となり、学習活動に応じたサポート体制を構築することで、町内唯一の公立高校の維持に向けて支援していくことが必要です。
- さらに、高校生のもつ活力を町のエネルギーとして活用するための施策も望まれます。小鹿野高校との協働によるまちづくりや地域活性化への取組を積極的に推進します。

■小鹿野高校の入学者数・全校生徒数の状況

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入学者	男	45	38	52	55	43	40
	女	33	39	54	30	34	36
	計	78	77	106	85	77	76
	町内再掲	22	22	32	31	19	27
	町外再掲	56	55	74	54	58	49
全校生徒	男	130	131	120	128	130	125
	女	82	88	120	118	113	97
	計	212	219	240	246	243	222

（資料：学校教育課調）

施策の体系

3-8 県立小鹿野高等学校との協働

(1) 魅力ある学校づくりへの支援・協働

- ①小鹿野高校との包括連携協定の締結
- ②山村留学制度等への支援

施策の内容

(1) 魅力ある学校づくりへの支援・協働

①小鹿野高校との包括連携協定の締結

本町と小鹿野高校は、小鹿野高校の魅力化に向けた事業の推進と併せ、協働をとおした地域振興に関する事業に取り組むための包括連携協定を締結します。

②山村留学制度等への支援

町外から生徒を受け入れ、生徒数の増加と地元出身の生徒との交流を図るとともに、小鹿野高校と町の活性化を図ることを目的に県が創設した「山村留学制度」の一層円滑な運営を支援します。

